

## 牟岐町要綱第22号

### 牟岐町ますます学生応援事業実施要綱

牟岐町ますます学生応援事業実施要綱を次のように定める。

### 牟岐町ますます学生応援事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染予防対策に伴う影響を受け、通常の学生生活を送ることが困難になっている学生を支援するため、牟岐町出身及び牟岐町と連携し活動する大学生に対して、応援物資を支給することで、激励や応援をするものとし、現在整備をしている第二町民制度「牟岐ふるさと会」において、相互に情報共有し、牟岐町と離れて生活をしていても、牟岐町の温かさを感じて貰うことで、共に困難を越えていくための関係性を築くことに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

##### (1) 学生とは

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る）、専修学校（専門課程に限る）など、または職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業能力開発大学校など、その他町長が認める学校などに在籍する学生とする。

#### (支給対象者)

第3条 本事業の対象者は、次の要件を全て満たすものとする。

##### (1) 牟岐町出身の学生

- ① 令和4年4月1日現在で18歳から30歳までの学生
- ② 牟岐小学校、河内小学校、牟岐中学校のいずれかを卒業している学生
- ③ 記入日時点で本人もしくは両親が牟岐町内に住所を有している学生

##### (2) 牟岐町出身以外の者で牟岐町の事業に関わり続ける団体で関係人口である学生

- ① 令和4年4月1日時点で18歳から30歳までの学生

- ② 親元を離れて生活をしている学生
- ③ 特定非営利活動法人ひとつむぎ、京都産業大学木原ゼミ、大阪公立大学松本ゼミ、徳島大学建築サークル AUT、徳島文理大学中川ゼミ、オニドーナツ、などの団体で牟岐町に関わりを持ち続け、関係人口である学生

(申請受付期間)

第4条 本事業に係る申請受付期間は、令和4年9月1日から令和4年9月30日までとする。

(申請等)

第5条 支給対象者の要件を満たし、支給を希望する者は、次の書類を全て、町長に提出しなければならない。また、書類は、持参又は郵送で提出することとする。

- (1) 牟岐町出身の学生
  - ① 申請用紙(別紙1)
  - ② 学生証の両面の写し又は在学証明書等
- (2) 牟岐町出身以外の者で牟岐町の事業に関わり続ける団体で関係人口である学生
  - ① 応募用紙(別紙2)
  - ② 学生証の両面の写し又は在学証明書等

(応援物資の内容)

第6条 応援物資は、牟岐町や徳島県の特産品などとする。

(応援物資の発送)

第7条 応援物資は、次の日程のとおり発送を行う。

- 第1回：10月7日(9月16日締切)
- 第2回：10月21日(9月30日締切)

(牟岐ふるさと会への加入)

第8条 対象者の申込みに係る情報は、「牟岐ふるさと会」として登録するものとする。

(不当利得の返還)

第9条 町長は、偽り、その他不正の手段により、応援物資の支給を受けた者に対し、支給に要した費用相当の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。